

【資料3】

加盟判定審査・相互評価における評価基準

理念・目的等の達成度に関わるもの

- A：理念・目的等が十分達成されている。
- B：理念・目的等がおよそ達成されている。
- C：理念・目的等の達成が不十分である。
- D：理念・目的等がほとんど達成されていない。

【評価に際しての留意事項】

- ・ Dは当該評価項目の状況が、総合評価における【否】、【保留】という判断に影響するような場合につけるものとする。したがって、Bを標準として理念・目的の達成度が高い場合をA、低い場合をCとする。
- ・ 評価すべき点検・評価項目において大学による理念・目的・目標等が明示されていない場合、評価しないこともできる。
- ・ 評価を行う場合、以下のような事項を目安とすることもできる。

評価	評価の目安(例)		
	指摘事項との対応関係	制度化・システム化への取り組み	改善への取り組み
A	長所として指摘する事項がある	制度・システムが機能している	改善の成果があがっていて他大学の模範となる
B	長所・問題点として指摘する必要はない	制度・システムが作られている	改善への取り組みが制度化されている
C	問題点として指摘する事項・勧告すべき事項がある	制度化・システム化に向けた検討段階である	検討段階にとどまっている
D	早急に改善を勧告すべき事項がある	検討が行われていない	検討も行っていない

水準に関わるもの

- 4：判断基準を十分にクリアしている。
- 3：判断基準をクリアしている。
- 2：判断基準を下回っている。
- 1：判断基準を大幅に下回っている。

【評価に際しての留意事項】

- ・ 1は当該評価項目の状況が、総合評価における【否】、【保留】という判断に影響するような場合につけるものとする。したがって、3を標準とし、水準が高い場合を4、低い場合を2とする。
- ・ 評価を行う場合、以下のような事項を目安とすることもできる。

評定	評定の目安(例)		
	指摘事項との対応関係	制度化・システム化への取り組み	改善への取り組み
4	長所として指摘するレベルにある	制度・システムが機能している	改善の成果があがっていて他大学の模範となる
3	長所・問題点として指摘する必要はない	制度・システムが作られている	改善への取り組みが制度化されている
2	問題点の指摘・勧告すべきレベルにある	制度化・システム化に向けた検討段階である	検討段階にとどまっている
1	早急に改善を勧告すべきレベルにある	検討が行われていない	検討も行っていない

総合評価における認定の可否

可： 本協会の大学基準に適合していることを認定する。

否： 本協会の大学基準に適合しているとは認められない。

保留： 本協会の大学基準に適合しているか否かの判断を保留する。

【評定に際しての留意事項】

- ・「**保留**」は分科会報告書の場合のみ付けることができる。
- ・「平成15年度加盟判定審査 合・否・保留の判断に関わる事項」(15.12.12 理事会承認)では、総合評価における「否」もしくは「保留」と判断する基準として、以下の3点が挙げられている。なお、評定にあたっては、当該大学から提示された改善計画も参考にする。
 - 1 分科会において、重大な問題と考えられる事項が相当数存在すると判断した場合、「否」ないしは「保留」と評定することがある。
 - 2 学部の収容定員に対する在籍学生数比率が、大学全体で0.8を下回る場合「保留」、また大学全体で0.6を下回る場合、「否」と判定することがある。再評価にあたっては、前記比率が2年連続0.8以上であるか否かを「合」判定の目安の一つとする。
 - 3 提出された「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」に重大な不備があり、自己点検・評価の姿勢に大きな問題があると分科会が判断した場合、「否」ないしは「保留」と評定することがある。ただし、この点だけで「否」ないしは「保留」と評定することはしない。